

## 川崎市戸建住宅における環境計画書の届出に関する要綱

### (目的)

**第1条** この要綱は、一戸建ての住宅（以下「戸建住宅」という。）の新築、増築又は改築（以下「新築等」という。）をしようとする者（以下「戸建建築主」という。）が、建築物環境配慮指針（平成18年告示第69号）に基づき、戸建住宅に係る環境への負荷の低減を図るための措置その他の措置（以下「環境負荷低減措置等」という。）及び当該環境負荷低減措置等についての環境性能の評価に関する計画書（以下「戸建住宅環境計画書」という。）を作成し、市長に届け出ることに関し必要な事項を定め、戸建建築主の総合的な環境配慮の取組を促すことを目的とする。

### (定義)

**第2条** この要綱において使用する用語は、川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例（平成11年条例第50号。以下「条例」という。）及び川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則（平成12年規則第128号。以下「規則」という。）において使用する用語の例による。

### (戸建住宅環境計画書の作成)

**第3条** 戸建建築主は、建築物環境配慮指針に基づき、次に掲げる事項を記載した戸建住宅環境計画書（第1号様式）を作成し、工事に着手しようとする日までに市長に提出することができる。

- (1) 戸建建築主の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 戸建住宅の名称及び所在地
- (3) 戸建住宅の概要
- (4) 戸建住宅に係る環境負荷低減措置等に関する事項
- (5) 前号に規定する環境負荷低減措置等についての戸建建築物に係る環境性能の評価に関する事項
- (6) 工事着手の予定年月日
- (7) 工事完了の予定年月日
- (8) その他市長が必要と認める事項

### (戸建住宅環境計画書の変更の届出)

**第4条** 戸建住宅の新築等に係る工事が完了するまでの間に、前条第1号、第2号又は第6号から第8号までに掲げる事項について変更をしたときは、戸建住宅環境計画書を提出した者（戸建建築主に変更があった場合にあっては、変更後の戸建建築主。以下同じ。）

は、速やかに戸建住宅環境計画書変更届出書（第2号様式）を市長に届け出るものとする。

- 2 戸建住宅の新築等に係る工事が完了するまでの間に、前条第3号から第5号までに掲げる事項について変更をしようとするときは、戸建住宅環境計画書を提出した者は、当該変更に係る工事に着手しようとする日までに、戸建住宅環境計画書変更届出書を市長に届け出るものとする。

#### （新築等の取りやめの届出）

**第5条** 戸建住宅環境計画書を提出した者は、戸建住宅の新築等を取りやめたときは、速やかに戸建住宅取りやめ届出書（第3号様式）を市長に届け出るものとする。

#### （工事完了の届出）

**第6条** 戸建住宅環境計画書を提出した者は、戸建住宅の新築等に係る工事が完了したときは、速やかに戸建住宅工事完了届出書（第4号様式）を市長に届け出るものとする。

#### （分譲戸建住宅建築主等による分譲戸建住宅環境性能表示の表示等）

**第7条** 戸建住宅環境計画書を提出した者のうち、販売を目的とする戸建住宅（以下「分譲戸建住宅」という。）の新築等をしようとする者（以下「分譲戸建住宅建築主」という。）は、分譲戸建住宅の広告をしようとするときは、別に定める分譲戸建住宅環境性能表示の表示の方法その他の事項に関する基準（以下「表示基準」という。）に基づき、当該広告中に当該分譲戸建住宅に係る環境性能の評価を表記した標章（以下「分譲戸建住宅環境性能表示」という。）を表示することができる。

- 2 分譲戸建住宅建築主は、他人に分譲戸建住宅の販売の媒介又は代理の依頼を行った場合において、当該販売の媒介又は代理の依頼を受けた者（以下「販売受託者」という。）が分譲戸建住宅の広告をしようとするときは、表示基準に基づき、当該広告中に当該販売受託者をして分譲戸建住宅環境性能表示を表示させることができる。

- 3 前項に規定する場合において、販売受託者は、同項の規定による表示に協力するものとする。

#### （分譲戸建住宅建築主による分譲戸建住宅環境性能表示の表示の届出）

**第8条** 分譲戸建住宅建築主は、最初に前条第1項の規定による表示をし、又は同条第2項の規定による表示をさせたときは、その日から起算して15日以内に、分譲戸建住宅環境性能表示届出書（第5号様式）を市長に届け出るものとする。同条第1項の規定による表示をし、又は同条第2項の規定による表示をさせた後、分譲戸建住宅環境性能表示の内容に変更が生じた場合において、最初に当該変更後の分譲戸建住宅環境性能表示を表示し、又は販売受託者をして表示させたときも同様とする。

**(分譲戸建住宅建築主等による環境性能の説明)**

**第9条** 分譲戸建住宅建築主及びその販売受託者は、分譲戸建住宅の販売をしようとするときは、当該分譲戸建住宅の購入をしようとする者に対し、当該分譲戸建住宅に係る環境性能を説明するよう努めなければならない。

**(環境負荷低減措置等に係る指導等)**

**第10条** 市長は、建築物環境配慮指針を勘案し、戸建住宅環境計画書を提出した者に対し、当該戸建住宅に係る環境負荷低減措置等について、必要な指導及び助言を行うことができる。

2 市長は、分譲戸建住宅建築主若しくはその販売受託者（以下「分譲戸建住宅建築主等」という。）に対し、当該分譲戸建住宅について第7条第1項若しくは第2項の規定による表示の的確な実施を確保するため必要があると認めるときは、当該分譲戸建住宅の分譲戸建住宅環境性能表示の表示について、必要な指導及び助言を行うことができる。

3 市長は、分譲戸建住宅建築主等に対し、当該分譲戸建住宅について前条の規定による説明の的確な実施を確保するため必要があると認めるときは、当該分譲戸建住宅に係る環境性能の説明について、必要な指導及び助言を行うことができる。

**(公表)**

**第11条** 市長は、第3条の規定による戸建住宅環境計画書の提出があったときは、同条第2号から第5号まで及び第8号に掲げる事項（以下「計画書公表事項」という。）について公表するものとする。

2 市長は、第4条の規定による戸建住宅環境計画変更届出書の提出があった場合であって、当該届出に係る事項が計画書公表事項であるときは、当該変更後の計画書公表事項について公表するものとする。

3 市長は、第5条の規定による取りやめの届出があったときは、戸建住宅の新築等を取りやめた日その他市長が必要と認める事項について公表するものとする。

4 市長は、第6条の規定による完了の届出があったときは、戸建住宅の新築等に係る工事が完了した日及び第3条第2号から第5号までに掲げる事項について公表するものとする。

5 前各項までの規定による公表は、前各項に規定する事項を記載した書面を、川崎市まちづくり局その他市長が必要と認める場所に備え置くとともに、当該事項をインターネットの本市ホームページに登載することにより行うものとする。

**附 則**

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

**附 則**（令和3年2月25日 2川ま建管第807号）

この要綱は、令和3年3月1日から施行する。